

報告事項 ア

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）のパブリック
コメントについて

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）のパブリックコメント
に係る意見募集結果について、別紙のとおり報告します。

平成26年2月4日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）のパブリックコメント について

いじめ・不登校総合対策センタ

- 1 実施期間 平成25年12月17日（火）～平成26年1月16日（木）
2 公募方法 とりネット 新聞広告 県民課等関係機関
3 応募件数 8件 34項目
反映:7 既に対応済み:4 今後の対応課題:9 対応困難:2 その他:12

4 主な意見と対応方針

意見の概要	対応方針
ネットいじめ防止に対する方針が抽象的であり、具体的取組みを明示してほしい。	基本方針の文中に基本方針と「いじめ防止対策ガイドブック」をセットで活用する旨を記載した上で、ガイドブックにネットいじめに関して詳細に記述する。
いじめは「人権侵害」の一つと位置付け、犯罪にもなりうることを明示すべき。	基本方針中のいじめの定義は法とそろえるが、ガイドブックにより詳しく明記する。
方針が適用される学校の範囲や、文中の「教育委員会」が指す対象を明記すべき。	基本方針の文中で市町村の基本方針との関係を明記する。
いじめの定義をより分かりやすく掘り下げるべき。	ガイドブックに詳細に記述する。
児童生徒の主体的取組との表現は法律の文言と合わせるべき。	基本方針の文言を法律、学習指導要領等に沿った表現に改める。
県と市町村の区別を明確にしてほしい。	基本方針の文中の必要な箇所を修正する。
学校組織へのPTAの参画を明記してほしい。	ガイドブックに記載する。

5 今後のスケジュール

- 2月19・20日 県議会総務教育常任委員会
3月21日 定例教育委員会
関係機関、団体等への説明、研修会等での周知

6 参考

○関係機関からの主な意見

- ・方針策定の基本的な考え方は基本方針の中に明記した方がよいのでは。
(例)基本方針は骨子的なものとし、ガイドブックとセットで活用すること
- ・取組の検証等について、公立学校だけでなく私立学校等の情報も束ねる必要がある。

○教育審議会委員からの主な意見 (1/10)

- ・基本方針、ガイドブックなど学校で教職員が分かる場所に配置し活用してほしい。